

## 市第 158 号議案「損害賠償についてのあっせんの申立て」

### 1 これまでの経過

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所事故の発生に伴い、本市がこれまで実施してきた放射線対策事業に要した経費については、各年度ごとにその全額を東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して損害賠償請求を行っています。

請求後は、放射線対策事業に要した個々の経費について、原発事故に起因するものであると認められるよう、事業内容の説明や根拠資料の提示などを行い、東京電力から支払対象とされた費用については、合意書を交わした上で入金を受けています。

23 年度請求分についても、この間、合意が整ったものから順次入金を受けてきましたが、昨年 11 月に東京電力から提示された合意案を以て、23 年度に請求を行った全ての項目で東京電力の判断結果が出揃ったことから、12 月 1 日に放射線対策本部会議を開催し、今後の方針として『23 年度請求分のうち、東京電力が「支払いに応じていない経費全額（未収額）」及び「遅延損害金」について、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADR センター」という。）へ和解のあっせんの申立てを行う』こととしました。

### 2 ADR センターへの申立て

#### (1) ADR センターの概要

ADR センターは「原子力損害の賠償に関する法律 第 18 条」に基づき、文部科学省内に設置された「原子力損害賠償紛争審査会」において、和解の仲介手続きを行う公的な紛争解決機関であり、原発事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的としています。

【原子力損害の賠償に関する法律】昭和三十六年法律第四百四十七号（抜粋）  
第 18 条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができる。

#### (2) 申立て額

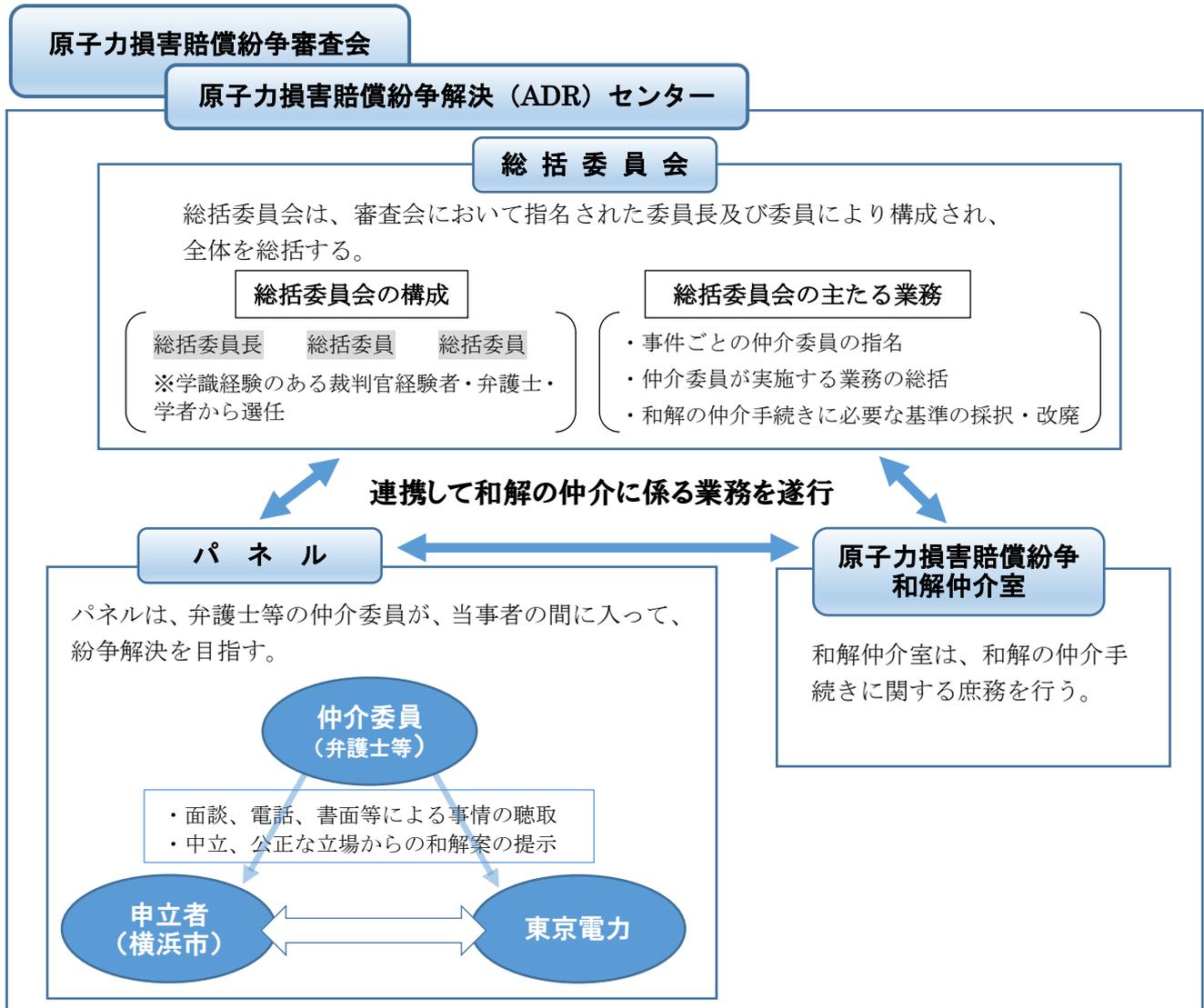
- ・ 23 年度請求分に係る未収額 : 222,276,952 円  
(請求額 : 1,302,845,671 円、入金額 : 1,080,568,719 円)
- ・ 23 年度請求分に係る 23 年 3 月 11 日から支払済みに至るまで 年 5% (※) の割合による遅延損害金
  - 〔入金額に係るもの : 198,991,926 円 (※) 民法第 404 条による
  - 〔未収額に係るもの (1/31 現在) : 76,639,875 円

### (3) 申立てにあたっての議会の議決

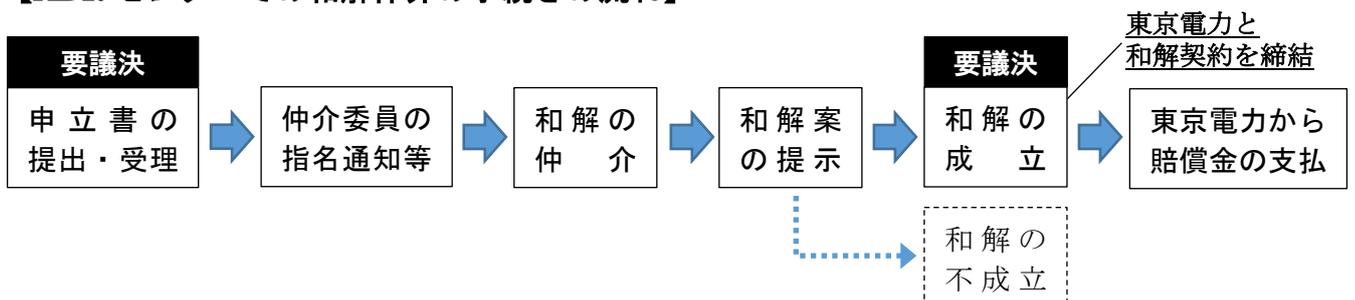
ADR センターへの申立ては、裁判上の手続きではないものの『当事者の間に入り、和解による紛争の解決に努めること』は、地方自治法第 96 条に規定する「あっせん」にあたるため、**申立て前に議会の議決が必要**となります。議決後、速やかに ADR センターへ申立てを行います。

なお、24 年度以降の請求分についても、各年度ごとの全ての項目について、東京電力の判断が出揃った段階で、議会の議決を経た上で順次申立てを行っていきます。

### 【ADR センターの組織構成】



### 【ADR センターでの和解仲介の手続きの流れ】



【参考】

●これまでの賠償請求及び支払い状況（全会計合計）

|          | 請求額 A   | 入金額 B   | 未収額 C (A-B) |
|----------|---------|---------|-------------|
| 23 年度    | 13.0 億円 | 10.8 億円 | ※2.2 億円     |
| 24～28 年度 | 59.3 億円 | 31.9 億円 | 27.4 億円     |
| 合計       | 72.3 億円 | 42.7 億円 | 29.6 億円     |

今回の  
申立て額

※ 和解案の提示前に、東京電力から一部が支払われる可能性もあります。

●23 年度賠償請求及び支払い状況（局別）

(千円)

|           | 請求額              | 入金額              | 未収額            |
|-----------|------------------|------------------|----------------|
|           | A                | B                | C (A-B)        |
| 政策局       | 85               | 0                | 85             |
| 総務局       | 8,062            | 5                | 8,057          |
| 財政局       | 507              | 0                | 507            |
| 国際局       | 2                | 0                | 2              |
| 市民局       | 10,906           | 5,798            | 5,108          |
| 経済局(一般)   | 5                | 0                | 5              |
| 経済局(特会)   | 31,606           | 16,861           | 14,745         |
| こども局      | 13,762           | 1,513            | 12,249         |
| 健康福祉局     | 99,816           | 55,340           | 44,476         |
| 環境創造局（一般） | 61,585           | 32,169           | 29,417         |
| 環境創造局（下水） | 522,009          | 502,767          | 19,242         |
| 資源循環局     | 224,617          | 210,925          | 13,692         |
| 建築局       | 371              | 365              | 6              |
| 道路局       | 44,010           | 39,233           | 4,778          |
| 港湾局       | 21,223           | 20,326           | 897            |
| 消防局       | 33,875           | 2,481            | 31,394         |
| 水道局       | 159,251          | 135,208          | 24,043         |
| 教育委員会     | 71,152           | 57,578           | 13,574         |
| 合計        | <b>1,302,846</b> | <b>1,080,569</b> | <b>222,277</b> |

●23 年度未収額の内訳

(千円)

| 未収の項目（ADR申立て項目） |        |        |        |       |        |        |         |
|-----------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| 検査測定関連          | 機器購入   | 現地作業等  | 広報啓発等  | 旅費    | その他    | 人件費    | 合計      |
| 58,402          | 28,342 | 24,897 | 26,128 | 1,427 | 31,074 | 52,007 | 222,277 |